

政経研究時報

No. 18-3 (2015. 12)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

http://www.seikeiken.or.jp/

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

アンガス・マディソン『世界経済史概観』岩波書店 出版記念会	編集・構成 相田 利雄… 1
公益財団法人政治経済研究所 公開研究会 浦田賢治氏「戦後70年『戦争と平和』の法制を再審理する—憲法学の立場から」に参加して	中久保 斉… 9
共同研究「戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究」について…大岡 聡… 16	
研究所の動向 (2015年7月～9月)	19

アンガス・マディソン 『世界経済史概観』岩波書店 出版記念会

相田 利雄 編集・構成
(あいだ・としお 公益財団法人政治経済研究所 理事)

出版記念会・偲ぶ会 相田利雄

今年の10月18日に、政治経済研究所の2階ホールで、政治経済研究所が主催する「アンガス・マディソン『世界経済史概観 紀元1年—2030年』(岩波書店)出版記念会・小谷崇氏をしのぶ会」が開催された。当日の集まりは、以下のように営まれた。そこで、この会の進行を務めた相田が、記念会・しのぶ会について簡単に紹介し、併せて、『世界経済史概観』の概要を説明する。

なお、この著作の訳者は、公益財団法人政治経済研究所、小谷崇、北田芳治、小宮昌平、合田寛、鈴木明、佐藤拓也、大石雄爾、松田真由美である。

1. 開会 事務局
2. 司会 相田利雄理事
3. 鶴田満彦代表理事・理事長 挨拶
4. 斎藤修先生 挨拶
5. 北田芳治相談役 挨拶
6. 献杯と乾杯 斎藤壽彦理事
7. 翻訳執筆者 紹介
8. 岩波書店 高橋弘編集総務課長 挨拶
9. 東京大空襲・戦災資料センター 早乙女勝元館長 挨拶
10. 出席者からの一言
11. 会を終わるに当たって 小宮昌平相談役

開会挨拶 代表理事 鶴田満彦

政治経済研究所の役員や研究員からなるチームがアンガス・マディソンの最後の著書、

Contours of the World Economic History I—2030AD, 2007の訳業に取り組んで約7年、その間、いくつかのアクシデントがあったが、ようやく完成して本年6月、岩波書店より公刊することができた。ねばり強く、完成度の高い翻訳をめざして仕事をすすめてきた北田芳治相談役、小宮昌平相談役をはじめとする翻訳チームの諸氏の労を多としたい。多忙ななか、本書のために「解説にかえて」として、本書の意義とマディソンのアカデミック・キャリアを生き生きと描いた斎藤修名誉教授、企画、校正から販売まで数々の配慮をしてくれた岩波書店にも感謝する。

政治経済研究所は、学術・研究という公共財を社会に提供する公益財団法人であって、こういう高い学術的内容をもち、良心的に翻訳された本を公刊することができたのは、公益財団法人としての社会的責任を果たす上で大きな成果であった。その意味でも、この事業を推進した方々、協力してくれた方々に感謝を新たにす。

さて、『世界経済史概観』は、500頁以上という大部であるが、現代資本主義を研究している一人として読了したところ、前著『世界経済2000年史』（柏書房）と比べてみて、本書の方がはるかに面白いという印象をもった。論文に引用される頻度は前著の方が多いかも知れないが、読んでいて面白いのは本書の方だ。なぜかといえば、マディソンの壮大で厳密な数量歴史観のもとに、固有名詞をもった個々の人間が生き生きと描き出されているからだ。History はまさに Story であることを痛感した。これは、カエサルとかハンニバルとか、歴史の表舞台で活躍した人物についてだけでなく、数量統計の理論史に登場してくる学者についても言える。たとえば、ウィリアム・ペティは、古典派経済学、労働価値論の祖として経済学史の教科書ではかなり神格化されて記述されているが、実際は、市民革命派クロムウエル軍の軍医総監としてアイルランドへ行きながら、王政復古になると王党派に乗り換えてチャールズ二世から貴族（ナイト）に任ぜられ、かなり大きな土地を与えられるといった、なかなか要領のいい人物だったことが明らかにされている。

斎藤修名誉教授の筆になるマディソン自身のキャリア自体がきわめて人間的に描かれていて、マディソンへの親しみを深めるものとなっている。幼い頃、1929年大恐慌と失業の悲惨さを体験したマディソンが14歳で初めて読んだ経済書が、父親の通っていた土曜学校で参考文献にとりあげられ、父親が購入したケインズ『戦費調達論』（1940）だったというのも興味深い。しかも同書のなかでマディソンがもっとも関心を寄せたのが、同書の末尾に付されている国民経済計算の統計数字だったとのことである。さらにケンブリッジ大学でマディソンが指導教官に選んだのは、マルクス主義者のモーリス・ドップであった。かくして統計数字とケインズとマルクスが、マディソンのバックボーンになったのではないかと推測される。

斎藤名誉教授の紹介によると、2007年にマディソンは一橋大学より名誉博士号を贈呈された。私の知る限り、一橋大学の名誉学位受贈者はきわめて少数で、そのなかには J. K. アローや A. センといった経済学者が含まれており、いわばノーベル経済学賞受賞者レベルの学者に一橋大学名誉学位が贈呈されている。今年のノーベル経済学賞受賞者は、マディソンと同じくケンブリッジ大学出身のアンガス・ディートン教授（プリンストン大学）であったが、マディソンも今日まで健在であれば、ディートンとともに両アンガスがノーベル経済学賞を受賞していたかも知れない。

本日の出版記念会には、出席していないもう一人の主役がいる。それは、本書の翻訳を企画し、翻訳権を取得し、翻訳チームを組織し、岩波書店と交渉して出版の手筈まで整えながら、脳梗塞のために昨年1月に逝去した小谷崇主任研究員である。斎藤修名誉教授も、「解説にかえて」のなかで、小谷氏こそ本書の解説を書くべき人であったと言っている。本日は、マディソン最後の書の日本語版出版記念の祝賀会であるが、同時に出席者諸氏のご賛同を得て、小谷崇主任研究員を偲ぶ会にもしたいというのが、私の願いである。

齋藤修（一橋大学名誉教授）先生 挨拶

私がこの本に解説を書いたのは小谷さんが亡くなったということが最大の理由です。

2007年10月2日、マディソンは一橋大学より名誉博士号を授与された。これはオランダ女王より贈られたオレンジ・ナッソー勲章とともに、彼が誇りに思ったにちがいない榮譽であった。2007年にアンガス・マディソンが何回目かの来日で一橋大学に来た。小谷さんに会ったのであった。一橋大学は当時21世紀COEプログラムという大きなプロジェクトを行っており、関係ある人に名誉学位を授与してはどうかという話が持ちあがり、マディソンに名誉博士号を授与することになった。そのとき金森久雄さん、小谷さん、北田さん、小宮さんを招いて、ささやかなお祝いの会を開いたと記憶している。

それから小谷さんに頼まれてここの雑誌（『政経研究』）にマディソンについて書いたり、本のことを書いたりした。マディソンも小谷さんも亡くなったが、本が出たことは喜ばしい。思い出ということと言うと、そのあとマディソンに聞いたところ、どなたかの宅に招かれ、そこでみんなで歌を歌ったことがあり、非常にびっくりしたと楽しそうに話していた。今日はありがとうございました。

（注）まったくの奇遇であるが、齋藤先生が言う「どなたか」は執筆（相田）であり、マディソン氏が一橋大学名誉学士号を授与された後に、拙宅（一橋大学の立地するJR国立駅北口）でマディソン氏、小谷崇氏、北田芳治氏、小宮昌平氏、相田が歓談した。そのときに、みんなで、「インターナショナル」や「アバンディ・ポポロ」を歌うなどして、大騒ぎをしたように記憶している。

北田芳治 相談役 挨拶

今回は出版記念ということですが、私個人としては小谷君のしのぶ会という風に思っている。小谷君がマディソンと掛け合っただけで翻訳するという事になった。今回で3冊目

であるが、その途中で亡くなったので、もう放棄してはどうかと考えた。岩波書店と相談したところ、「やってみようか」と激励してくれたので小谷君の仕事を引き継いだ。1冊目は彼が交渉し、翻訳し、解説を書いたということで小谷君の仕事だった。そういうことだったので小谷君のしのぶ会をやりたいと思っていたところ研究所の方で出版記念会をやるということになった。大勢の方が見えて大変ありがたい。

今日は小谷君との関係についてお話ししたい。最初につきあうようになったのは1950年、それ以来研究所を中心に付き合ってきた。ウマが合うというのではなく、私の戦後は学生運動を出発点にして始まった。その後学生運動から離れ労働組合運動をやってきた。

小谷君は私と違って、もともと東洋経済新報社の社員で本を作っていたので、本を作ることに執着していた。それと小谷君はモノを書くことが好きだった。もう一つはお酒を飲むことが好きだった。

小谷君と一緒に本を作り始めかけたことがあった。彼が東洋経済新報社にいたころ、恐慌論について講座を作ろうではないかと二人で話し合っただけで出版した。たしか5巻本だったと思う。

彼は『政経研究』の編集を中心になってやってきた。彼は執念深いという性格があった。編集委員の中には、彼があまりに主張するので迷惑された方もあったと思う。しかしそれがなければこの本も出なかったと思う。途中で亡くなって彼も残念だったと思う。今日はたくさん集まっていたいただいて、ありがとうございました。

会を終わるにあたって—小谷崇さんとマディソン 小宮昌平 相談役

小谷さんに引っぱられてアンガス・マディソンと歓談する機会を得たのは8年前の2007年10月だった。マディソンは、長期に深い関係にあった一橋大学の名誉博士号授与式に来日した。小谷さんは1990年代末からマディソンの主要著作のうち2つの日本語訳（金森久雄監訳・（財）政治経済研究所訳）の

仕事に、実際上の主役として取り組み、マディソンと翻訳上のいろいろの問題について直接連絡をとってきていた。そこでマディソンと一橋大学との関係のキーマンであった経済史家・歴史人口学者の斎藤修教授の好意を得て、授与式とマディソンの記念講演会に小谷さんとともに私も顔を出した。正式行事終了後、国立の一橋大学に近い立川市に住む相田利雄、晴美夫妻の私宅にマディソンをお呼びして歓談したのである（晴美さんはそれまでの2著の翻訳を分担されていた）。

それまでの2著とは、『世界経済の成長史 1820～1992年』東洋経済新報社、2000年、『経済統計で見る 世界経済2000年史』柏書房、2004年である。これらの後にもマディソンはいくつかの本を出版し、さらに仕事の全体をまとめた著書が出版されるはずだということも聞いていた。事実、今回の *Contours of the World Economy, 1-2003 AD* はその直後に出版された（前2著は彼が長く仕事をしてきたOECDの発行であったが、今回のものは *Oxford University Press* であった）。

小谷さんはすぐこの本の翻訳を企画し、出版社に当たり始めた。そのころ、彼の要請によってマディソンの仕事の意義について書かれた斎藤修さんの「前近代国民所得推計の意味と意義」と題する論文を、『政経研究』No.90（2008.5）に掲載することができた。出版社探しは難航した。前の2つの本の出版社を含め、主として今回のものは膨大で高価になりすぎるとい理由でうまくいかなかった。彼が岩波書店に話を持ち込んだのは2008年春であり、「岩波の編集者は斎藤修さんの弟子だった。うまくいくといいが……」とうれしそうに話していた。岩波は審議の上、半年後の11月に、出版を引き受けてくれることになった。小谷さんはすぐその旨をマディソンに連絡した。マディソンは「良いニュースをありがとう」という感謝とともに、今度も日本語版への序文その他の文章を書くことを承諾した。そして原書の出版社である *Oxford University Press* の編集責任者に対し、岩波書店と接触してくれるよう依頼し、あわせて次のように書き送った。「私は1965年以来6冊の本の日本語訳を出しており、小谷崇を翻

訳チームのチーフとして大変信頼している。彼は翻訳困難な趣旨の正確なニュアンスを、たえず私とともに注意深くチェックしてきていたし、また彼とその共同翻訳者たちは私の友人になっている」。

翌2009年春に研究所としての翻訳チームを組み、分担して翻訳を開始した。いろいろ困難はあったが、その年の終わりまでには2つの章を除いて最初の訳文がそろった。最初のマディソンの訳書『世界経済の成長史』には出版までに4年ほど、2番目の『経済統計で見る世界経済2000年史』も同程度かかっている。2冊とも北田芳治さんが校閲し、小谷さんが1人で引き受けて最終原稿を作成する。その際に彼は読者のために大変親切な解説的訳注を書くことをいとわなかった。彼は東洋経済新報社の経済学関係書籍のすぐれた編集者としての経歴を持っており、先日の出版記念会で北田さんが語ったように「本作りが好き」で、そういう点では全くぬかりがなかった。

しかし今回の本は、分量にしても内容にしても、これまでと違った努力が必要であり、進み具合が前より明らかに遅く感じられた。それに加えて2008年のリーマンショックに端を発する金融恐慌と不況を克服するに必要な金融政策の在り方について、小谷さんは従来からの見解にもとづく独自の意見をもっており、それを展開する機会も少なくなく、その方面に力を注いでいたことも、この遅れの原因であったろう。

翻訳作業開始から1年たった2010年4月24日、マディソンは死去した。1926年生まれで享年83歳であった。研究所としては「政経研究時報」に彼の功績と死について報じ、また『政経研究』No.95（2010.12）には、斎藤修さんの追悼文「経済史家アンガス・マディソンの死去を悼む」を掲載することができた。

今度は前のように翻訳についていろいろとマディソン本人に問い合わせ、相談することはできなくなった。小谷さんはマディソンより2年遅い1928年生まれである。「早くやらないと、今度はあんたが死んでしまうぞ」と私は小谷さんに公然と悪態をついた。さすがにそれ以後彼の仕事にはいくらかモメンタ

ムがかかったように私は感じていた。

しかしその後、最悪の知らせが届いた。翻訳作業を開始してから4年たった2013年4月に小谷さんが脳梗塞で倒れ、22日に近くの病院に入院したという知らせが娘さんから届いた。最初はこの病気の常で、言葉が発せられなくなるとか重症の様相であったが、その後、簡単な言語の発声や意思表示は回復した。私も身近に経験したが、初期段階がすぎると病院は少しでも早く別のリハビリ病院なりの施設に移ってくれとせかす。彼も入院ちょうど1カ月後の5月22日に谷中のリハビリ病院に移った。娘さんは苦労したことだろう。その段階で「お医者様の話では、父はどんなに回復しても、今後書物を読み書きするところまではいきません」ということであった。その後、娘さんから「父の机の上にあった」という生原稿（第6章「現代のマクロ計測 われわれはどこまで来たか」）が送られてきた。200字詰め原稿用紙の私には見慣れた彼の手書き原稿であった。6月に入ってから事情を岩波の高橋さんに報告した。「1928年生まれなのに、来社されるときにはいつも元気だったので驚いている。何章かの原稿のコピーがすでに届いている」という返事であった。岩波にすでにあったのは、第2章「西ヨーロッパの復活とアメリカの転形」、第4章「イスラムとヨーロッパがアフリカに与えた影響」、第7章「2030年の世界経済」の手書き原稿のコピーであった。200字詰め原稿を4枚1組にしてA4の1頁にするという手間をかけたものであった。

曲がりなりにもここまで来ており、小谷さんに今後は期待できないとすれば、いままでの経緯からいって関係者の手で完成させるしかないとは私は考えた。そして第1次翻訳がない章の訳を何人かの方にあらためてお願いし、小谷さんの既存の原稿を含め全体の校閲の労をとってくださるよう北田芳治さんをお願いした。

結果としては、マディソンと同じ1926年生まれの北田さんに大変な仕事ををお願いすることになった。肝心なところでは北田さんでなければできない仕事であったし、それ以上に次のような事情から予想以上のご苦労をお

かけすることになった。というのは次のような事情である。小谷さんの完成原稿が大変長大なものになっていたことである。

彼はその事情要旨次のように書いている。

「第2章を訳してみても分かったことであるが、原文は非常に簡潔であって、直訳しただけでは日本の読者には分からないところが多い。第4章についていうと、多くの日本人にとってはなじみの薄い事柄（人名、地名、事件）をたくさん含み、しかもしばしば、極度に簡略化された表現になっている。そこで〔訳注〕として挿入した部分以外に、解説的な内容を含む多くの文章を付加しなければならなかった」。同様の趣旨で彼の訳文には、原文にない数多くの小見出しなどが挿入してあった。

その結果、原稿は通常の訳文で予想される長さの2倍程度の長大なものになっていた。今度の本は約500ページちょうどであるが、もし小谷式でいけば優に800ページには達したであろう。

小谷完成原稿については、小谷式を廃して「翻訳らしい翻訳とすべし」との提案が北田さんからあり、私も全く同感で、小谷原稿については手書きをデジタル化する作業を含む案外厄介な仕事となった。

最後に、冒頭で書いた相田宅でのマディソンとの歓談についてつけ加えたい。訳書の掉尾に「解説にかえて」を書いてくださった斎藤修さんが、先日の出版記念会の挨拶のなかで、マディソンが相田宅での歓談の翌日「昨夜は歌まで歌った」と語っていたと言われた。そうなのである。相田夫人の心づくしのごちそうとお酒ですっかりくつろいだマディソンも一緒に歌った。覚えているのは「アヴァンティ・ポポロ」で始まるイタリアの労働者闘争歌を、マディソンが大きな体でいっしょに声を張り上げて歌っていたことである。

マディソンは出版の目当てがついたことを喜んだ小谷宛の手紙で次のように書いていた。「もし健康が許すなら、新しい本の出版を祝って訪日し、楽しい歌を歌って喜びたいと思う」。それはかなわなかったし、小谷さんも本の出版の1年半前、2014年1月29日に帰らぬ人となった。享年85歳。

本書の内容 相田利雄 理事

つぎに、斉藤修氏による、本訳書の「解説にかえて」を引用・要約して、本書の内容を紹介する。

本書の目次は、以下のとおりである。

序説と要約

第Ⅰ部 世界経済の発展の輪郭

第1章 ローマ帝国とその経済

第2章 西ヨーロッパの復活とアメリカ経済転形

第3章 アジアと西の相互作用 1500～1820年

第4章 イスラムとヨーロッパがアフリカ発展に与えた影響 紀元1～2003年

第Ⅱ部 マクロ計測の進歩

第5章 マクロ計測の先駆たち

第6章 現代のマクロ計測

第Ⅲ部 来たるべき事態の姿

第7章 2030年の世界経済

付録統計

本書の翻訳は、これまでにアンガス・マディソンの著作2冊（『世界経済の成長史 1820～1992年—199カ国を対象とする分析と推計、2000年』『経済統計で見る世界経済 2000年史』）を手がけてきた政治経済研究所の訳者チームの産物である。マディソン最後の著作となった本書の解説は、そのチームを統括していた小谷崇氏によって書かれるはずであった。しかし、小谷氏は訳稿完成まであと一歩まで来た昨2014年1月に逝去し、本書の出版を見届けることも、永年の努力を「訳者あとがき」によって締めくくることがもかなわなかった。そこで、たまたま著者マディソン氏とも小谷氏とも親交のあった私にお鉢が回ってきた。本書の内容については、著者自身による「序説と要約」があり、マディソン教授の仕事とその斬新さについては、政治経済研究所訳のあとがきで的確な解説がなされている。そこでここでは、やや異なった角度から著者の略歴と学問とを紹介する。

A・マディソンは、通常物差しでは測りにくい経歴と研究歴の持主である。1926年、

イングランド北部ニューカースル・アポンタインで鉄道会社に勤める整備士の子供として生まれ、パリの病院で生涯をとじた。ケンブリッジ大学を卒業後、一時北米の大学に留学したが、スコットランドのセント・アンドリュース大学に職を得て経済史を教えた。しかし、1年後には OECD の前身の OEEC へ移り、約20年そこで過ごした。その間途上国を含む多くの国を回り、日本も訪れている。その後オランダのフローニンゲン大学教授となったが、長く住みなれたパリ近郊の自宅を離れることなく、そこからフローニンゲンまで通っていたという。

ケンブリッジに入学したときは歴史学専攻、すぐに経済学に移ったが、当時全盛期を迎えようとしていたケンブリッジ学派の理論家とは距離をおいていた。数字を集め、統計をつくり、それによって過去を記述すること、別な表現をすれば歴史的国民経済計算 (historical national accounts) に熱中した。

この自伝的エッセイは1994年、67歳の時に書かれた。子ども時代について記した最初の7～8頁は実に興味深い。以下、その中から2つほど紹介する

その一つは大恐慌の影響である。彼は1926年12月生まれなので1929年の恐慌が勃発した時には3歳の誕生日の直前であった。その工業都市ニューカースルへ与えた影響は甚大で、物心が付き始めたころまで高失業率の時代が続いた。親戚や近所のひとは何人もの失業者がいたという。このころのことを鮮明に覚えていたのは、毎週、祖母に会うために父親に連れられて対岸の街ゲイツヘッドを訪れていたからであった。そこはニューカースルより失業者がさらに多かった。

「資本主義に未来はないと思った」という。それはもう少し大きくなってからの解釈であろうが、その後ケンブリッジに進学したとき、著名なマルス主義者モーリス・ドップを指導教官に選んだのは、このことと無関係ではないかもしれない。「長期の資本主義的発展に興味をもっていた唯一まともなケンブリッジ経済学者」、「ケンブリッジ主流派の論争にはそれほど関心を持っていなかったが、歴史と経済学に幅広い関心と国際的視野とを

有していた」という彼のドップ評は、指導教官の名前を借りて彼自身の学問スタンスを表現しようとしたともいえる。

もう一つは、彼の中学校時代における知的経験である。父親が協同組合主催の成人教育である土曜学校の活動に熱心だった。講演のテーマは、英国の経済や国際問題だった。これがマディソンの人生を変えたのである。

中学3年のとき、その年(1940年)2月に出版されたばかりのケインズ『戦費調達論』をもとに行われた講演があった。そのとき司会をしていたのは父で、講演後その本を購入した。これを息子のアンガスが読み、彼の最初の読んだ経済学書となった。他のひとつは異なっていて、特に興味を覚えたのは、その付録1「国民所得」とそこで展開された簡潔な数学と統計解説であり、戦時経済に適用されたその方法を平常時の経済問題の解明にも使えないだろうか考えたのである。しかも、ケインズがその中で言及していた学者のコリン・クラークの著作『経済進歩の諸条件』を読んだ。

『戦費調達論』は小冊子であるが、ケインズが国民所得論にもとづいた具体的な政策論を展開した最初の論稿である。他方、クラークは、イギリス育ちで、オーストラリアの大学で教鞭をとっていた、この分野の先駆者である、ストーンのケンブリッジにおける先生でもあった。

ケインズはすでに1936年の『一般理論』で、クラークの仕事に言及していたが、この『諸条件』ではより長期の発展に対する歴史的関心が顕著であり、それはマディソンにとってもう一つのバックボーンとなった。いずれにせよ、大学で専門教育を受ける前に、すでに彼の学風はほぼ出来上がっていたとみることもできる。

本書は前著とは違って、推計票の提示というよりは、それらをもとに長期の成長パターンとその地域ごとの特質にかんする自らの見解をまとめ、さらに国民経済計算の先駆者たちの営為を跡づけたものである。

マディソン流の推計とはどのようなものか。かれの処方方は極めてシンプルかつ大胆なもので、まず、現在(1990年)の購買力平価で

国際ドル(ゲアリー=ケミス・ドル)換算のGDP値を求め、そこから別途求めた変化率によって過去へ遡及してゆくというものである。この場合、19世紀までなら実際の時系列データがないわけではないので、現実をよく反映した変化率を別に得ることは相対的に容易であろう。しかし近代以前となると、ごく一部の国を除いて統計データはほとんど存在しない。耕地面積から収穫量を推計したり、一部商品の国内取引量と輸出入量のデータから全産業の産出量を求めたりといった、データの積み上げによって必要な係数を求めることができない時代について、どのようにして1人当たりの成長率を仮定できるのだろうか。かれの方法は、人口や都市化率といった数量データを盛り込んだ研究はもちろん、非数量的な研究や断片的な事例分析を読み込み、そこから得られる定性的な総合判断を平均成長率何%という数字に置き換えるというものである。その妥当性は雑多な情報から成長率をいい当てるような職人芸、他のひとつには容易にまねできない特殊能力に依存している。

これを別の角度から見れば、マディソンの推計にむずかしい数学や高度な統計手法が用いられることはまずないということの意味する。安易に代数変数を使った推計を用いず、比喩や定型化された事実可依拠することも、先導部門の分析や実質賃金指数を重視することもなく、この点では「潔癖」になることすらあったが、他方では「抑制の効いた推測」は大胆に試みた(以上、385-6頁)、と。

結局のところ、マディソンの近代以前GDP推計とは成長率による遡及の結果に他ならない。そうってしまうと身も蓋もないかもしれないが、言うまでもなく、そのようなシンプルな方法論に拠って作成された。世界各地を網羅し、2000年紀をカバーした1人当たりGDP統計表の意義と意味は予想以上に大きい。それによって、地域間あるいは国家間の、レベルと変化率比較が容易となった。

ただ、上に述べたように、マディソン推計はそれぞれの国の経済史研究の現在を反映したものであった。従って、私たちが彼の提示する近世の成長率が高すぎるとか低すぎる

とか思うことは、とりもなおさず、それぞれの国の現状にコメントしているに等しい。私たち経済史家が、彼の示した1人当たりGDPの成長率が何となくしっくりこないと思うのであれば、私たち自身が行ってきた研究を再点検したほうがよいということに他ならない。別ないい方をすれば、マディソンの仕事は定性的な研究の現状を1人当たりのGDPの成長率という数字に翻訳することによって、結果として、それぞれの国、それぞれの地域の専門家に、これまでの研究に潜んでいた問題点を是正する明示的努力を要求しているともいえる。

最後に、我が国との関係についても一言しておきたい。

初来日は、1961年であった。これは日本のOECD加盟がその3年後であったことに関連しており、その交渉や調査のために訪れる機会があったのであろう。しかし、彼には単なる職務遂行以上の目論見があった。一橋大学経済研究所に大川一司を訪問したのである。大川と彼のチームがのちに『長期経済統計』（LTES）シリーズとして刊行されることとなった。明治維新以降の国民所得推計プロジェクトをすでに立ち上げていたからであった。かれより一回り年上だった大川とは非常にウマが合ったようで、私自身ことについては何

度も聞かされた（同様の頻度で名前が出たもう1人は大来佐武郎であった）。この個人的信頼関係によって、LTESの成果がマディソンの日本系列にしっかりと反映され、さらには一橋大学における次世代の研究者との交流をももたらした事となった。1989年、21世紀COEおよびグローバルCOEの前身のCOEプロジェクト（代表者尾高皇（？）之助）を一橋大学経済研究所が走らせていたことであるが、客員研究員として招聘され、一か月の間滞在をした。『世界経済2000年史』において初めて提示された1870年以前の日本にかんする推計作業は、この招待がなければまったく異なったものとなっていたにちがいない。

A・マディソンは2010年4月24日に亡くなった。83歳であった。天寿を全うしたといえなくもない年齢ではあったが、その直前まで改訂作業などの研究を続けていたことを思うと学会においては大きな損失であった。彼の仕事はユトレヒト大学のヤン・ラウテン・ファン・ザンデンが主宰する「マディソン・プロジェクト」として引き継がれ、各国のGDPと人口系列をよりよいものとする努力が続けられている。遠からず、彼の志を継ぐ次世代の研究者たちによって改訂版マディソン表が刊行される日が来ることを期待したい。

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

浦田賢治氏「戦後70年『戦争と平和』の法制を再審理する一憲法学の立場から」に参加して

中久保 斉
(なかくぼ・ひとし 政経研究者)

概要

戦後70年にあたり憲法学の立場から「戦争と平和」の法制を再審理する。浦田賢治名誉教授がこうした題目をかかげて研究報告をおこなったのは、安全保障関連法案（戦争法案）が「可決」されたという、2015年9月19日午後、早稲田大学においてである。

この研究報告の概要を示すと、つぎの3点におよぶと言えよう。

一つは、集団的自衛権行使を閣議決定で変更したこと、またこれを法制化する安保法制は、いずれも憲法違反であり、無効だということである。この違憲無効論は安倍政権の見解の対極にある。従来の政府解釈は、専守防衛のため自衛力を行使する自衛隊は合憲で

ある、その自衛隊が自国に対する攻撃が行われた時に他に取るべき手段がなければ必要最小限度の武力行使はできるとしてきた（例・1972年の政府見解）。自民党政権が長年にわたり保持してきた憲法解釈を否定して安倍政権は、PKOを含む安全保障関連の法制を強行成立させた。一般に憲法解釈では権力者がこうだと言ったものが憲法規範の内容になる。これは権力者が行う憲法解釈である。しかし、それ以外に市民の側が考える市民の憲法解釈がある。これが市民の生きた憲法解釈である。この考えが有権者市民、主権者国民の規範意識の血肉なるかどうか、このことが問われている。これは一般に憲法の規範力をどう考え、どう育てていくかという憲法運動の問題とも関連する。

二つ目は日本国憲法もまた「二重憲法」であることを思想においても科学的認識においてもはっきりさせる必要があるということである。その思想と認識に依拠して、日米地位協定を日本国憲法と国際法の主権平等の原則に合うように改正せよと主張すること、これは超憲法的権力の発動を抑止することになる。抑止するだけでなく、不平等条約はいつまでも維持できるものではない、主権平等の原則と人民の生きる権利を阻害する日米地位協定を解消すべきであると主張する。

三つ目の核兵器・原発の違法性・犯罪性については論点を示すにとどまったが、その違法性・犯罪性をあきらかにして、犯罪者の責任追及と再発防止に向けて活動すること、これが核時代の重要な憲法課題だと述べた。

この研究報告は上記3点をそれぞれ、①憲法解釈、②憲法の思想と科学、③憲法政策の3部門に区別して論述した。以下はこの研究報告を、本稿筆者が要約したものである。

安保法制と憲法解釈学の課題

(1) 閣議決定と安保法制の論理破綻

2014年7月安倍内閣は集団的自衛権行使などの憲法解釈を閣議決定で変更した。この閣議決定は行政権が憲法解釈を根本的に変更したものである。憲法の下にある行政機関が自らの正当性の根拠である憲法の基本原則を変

えてしまうものである。1国の法秩序は憲法を頂点におき、次に国会の法律、その次に政府の政令、さらに各省の省令がある。内閣の閣議決定は法律の下にあるのであって、法秩序の頂点にある憲法を変えることは法秩序の論理からしてやってはならない。このことを法制官僚といわれる人たち、とりわけ大森政輔氏（元内閣法制局長官）は9月8日の参院安保特別委員会で指摘した。

では権力・政府の側がなぜこういうことをするのか。憲法の原則を見直して国家安全保障政策遂行の必要性をみとすためである。憲法や法の原則に基づいて政策を作るのではなく、安保政策に憲法を従わせることになっている。発想が逆転している。なぜか。安保法案は閣議決定と日米防衛協力指針（ガイドライン）の要請に定めることに正当性を依拠している。従って閣議決定も安保法制も憲法適合性あるいは条約適合性よりも政治的必要性、とくに国家安全保障の必要というものを優先している。言い換えれば国家主権や国民主権よりアメリカ政府の言い分、ワシントンや東京での約束が大事という考えになっている。その結果、内閣法制局などの法制官僚、最高裁また憲法学者の知的蓄積をむげにしりぞけてしまうことになる。このように閣議決定と安保法制は論理的破綻をしている。論理的破綻の結果、これから政令や省令で定める様々な事柄（とくに存立危機事態、重要影響事態、国会承認など）について技術的処理をするさい、大きな混乱をもたらすことになる。そのなかで現場にいる人が重大なことを決めてしまわざるを得ない。第一に米軍に従属した防衛省・自衛隊の統合幕僚という軍事官僚たち、次に国家安全保障局や外務省、内閣府などの文官の“安保官僚”たちが決めることになる。

(2) 1972年政府見解と砂川判決

付け加えると今回の安保法制の論理の根拠となったものが二つある。一つは1972年の政府見解である。これは日中国交回復実現の1972年という年が示しているように田中角栄内閣が中国政府の懸念に配慮して、「自衛権は個別的自衛権だけを行使する」という日本政府のメッセージを中国政府に向けて出した

ものだった。したがって今回安倍内閣が、「集団的自衛権の行使が可能だ」というメッセージを出すということは、中国政府にたいして政治的外交的に全く逆の効果をもたらすものである。

もう一つ根拠とされているのは1959年の砂川事件最高裁判決の論旨である。この点を強調するのは自民党の高村副総裁などであったが、とりわけ5月から9月の長丁場の国会のなかで法制官僚や公明党議員たちがこの砂川判決の法理は採らないと明らかにした。にもかかわらず、安倍首相はこの判決の法理によるということを強調し続けた。ここでも論理破綻が露呈された。この判決は「わが国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」といっている。安倍首相はその中の「必要な自衛のための措置」の中に集団的自衛権行使が入るという読み方をする。しかしこれには明確な反証がある。当時この判決に加わった入江俊郎氏がメモを残しており、判決は「自衛のための措置」には「自衛のために必要な武力・自衛施設まで持ってよいとは言っていない」ということを最近明らかにしている。

以上のような安倍首相らの態度は、国家安全保障の必要というものを憲法よりも優先させている。だから憲法を無視し、さらに法を敵視する。いわば「法ニヒリズム」という思考態度をとっている。憲法専門家の知的蓄積である憲法解釈学が、あたかも存在しないかのようにふるまう独善主義である。

さて憲法学はいままで述べた「憲法解釈学」だけでなく、憲法の思想を研究する、憲法現象の法則を検証し明らかにする「憲法の思想と科学」という分野がある。さらに3つ目として今日では「憲法政策学」と呼ばれる分野がある。憲法の思想と科学の分野と政策学の分野では研究の対象の進化にともない、新しい研究方法論を探求する努力がなされている。そこでは宇宙観や世界観、生命観、それに関わる研究方法論まで自覚的な検討がなされている。

そもそも政治経済とこの問題に関連して私には次の問題がある。私は従来社会構成体

論の決定論から強い影響を受けてきた。しかし近年では決定論の対極にある非決定論にも関心を持たざるを得なくなっている。複雑系科学の非決定論のひとつがネットワーク理論である。これが社会の仕組みの解明に大きな影響をもっているからである。

顧みると法学は古来法曹の熟慮の学であって、事柄は正義の原則に照らしても黑白つけがたい性質をもっているということ、法学者は自覚してきた。それゆえ法の科学が成り立つかについては伝統的には懐疑派が強かったが、私どもは法の科学、とくに憲法科学の可能性を追求するという方向をとってきた。しかし他方で世界構造が新たな相貌をみせている。例えば超大企業帝国の寡頭支配がある。ここでは公的なもの、とくに主権が後退し、私的なもの、とりわけ私企業がグローバルに進出している。たとえば今日逼迫した問題のTPPでは各加盟国の主権・統治権の行使を条約の縛りでもって押さえつけてしまう（投資家対国家の紛争解決方式：ISDS条項）。他方科学技術革命、とくにIT革命はコンピュータ社会をつくりあげ、これをリードしていきおり、このIT革命とどうつきあうか。1人ひとりがどうつきあうか。日本社会がどうするかが、とても重要な課題となっている。

(3)戦争と平和の様相

戦争と平和の様相も「テロとの戦争」という言葉に象徴されるように、特殊に現代的なカタチをおびている。現代は晩期資本主義と帝国覇権の時代であり“常時戦争”下にあり、科学技術革命が“軍事革命”をうんでいる。しかも核戦争が起こりうることをたえず心配し続けなければならない核時代である。この時代に特有な特殊性は軽視も無視もできない。とすると政治経済学と法学・憲法学は両者の対話によって核時代の戦争と平和の関係を精査しなければならない。以上が憲法解釈学をとりまくもろもろ課題である。

平和主義と立憲主義

(1)「安保法制」と「原爆投下」

原爆投下は戦争犯罪であり、アメリカは戦争中毒だと国会審議でも追及された。山本太

郎参議院議員の安倍首相に対する質問（安保特別委15年8月25日）である。「広島や長崎に対するアメリカの原爆投下は戦争犯罪であって、国際法違反ではないか」。これについて安倍首相は答弁を回避したので、岸田外務大臣が引き取って、「アメリカの原爆投下は当時の国際法に違反して行われたとは言い難いが、人道主義の精神に合致しない」というこれまでの政府見解を繰り返した。山本氏は「過去の米軍の戦争犯罪を認められない者がどうやって戦争犯罪常習国である米国の行動をこの先ジャッジできるんですか」と批判した。

広島長崎への原爆投下は戦時国際法に違反しており、戦争犯罪ではないのか。東京裁判の意味にも関わるこの点について日本の憲法学はほとんどとりあげて来なかった。国際法学者もまた同じような状態である。ちなみに原爆投下の戦争犯罪性に関する判決に下田事件（1955年4月、東京地裁へ提訴）がある。下田事件で原告側弁護人は、これは戦争犯罪であると主張したが、東京地裁判事はこれに触れずに終わった。日本の憲法学も核時代の一番重要な問題、核兵器の違法性の問題にふれてこなかった。日本の憲法学者としての課題にしたいと思う。

こういう立場からすると、憲法解釈で打ち出すべき価値はなにか。それは世界の恒久平和であり、立憲民主主義であり、人権尊重であり、とりわけその核心にある世界のひとびとの平和的生存権であると思う。核兵器の違法性と犯罪性は、この平和的生存権を無残に侵害するものである。そして福島3.11で明らかになったことは、原発にも違法性と犯罪性があるということである。

(2)「安保法制」とたたかう憲法研究者たち
憲法解釈学に関わって次の点を指摘したい。憲法9条の解釈では近代立憲主義の立場から日本国憲法の個別的自衛権行使を認めることによって法的安定性を確保しようとする考えが有力である。さらにこの考え方に立って96条による改憲を阻止しようとする憲法保守主義にたつ見解が主流である。

安倍政権はアメリカのグローバリズムと新自由主義の政策に追随するもので、その枠

内で日本回帰の思想をもつという2面性を有する。この安倍政権の憲法破壊と明文改憲策に対して、この憲法保守主義の見解・立場が憲法解釈学からの有力で有効な対応を今日までしたことを認める。

その上で申したい論点の第一は、近代立憲主義の限界である。近代の帝国主義拡大と植民地獲得競争のもとで欧・米・日本が享受する自由と権利の中核をなすものは所有的個人主義である。その所有的個人主義を擁護することに近代立憲主義のねらいがある。もちろん第2次大戦以後は英仏の植民地が人民自決権の行使として解放され、他方先進資本主義国では社会的文化的権利を満たすような福祉政策がとられてきた。しかし「欠乏からの自由」は旧植民地国や従属国では実質的には実現されてはいない。こうした世界において欧米日が享受する所有的個人主義の擁護を核心とする点において、近代立憲主義は現代帝国主義の覇権のもとに甘んじるものではなからうか、という見解を私は維持してきた。そのためリベラル派に対しては今述べてきた意味で批判的な見地をとってきた。これに関連して2～3のことを述べたい。

1930年代にドイツを追われアメリカに行ったハンナ・アーレントの『革命について』の見解である。彼女は革命権の行使によって自由を創設する事業に失敗したフランス革命を低く評価し、アメリカ革命を高く評価する。この立場からアーレントは次のようにいう。19世紀と20世紀の一連の大激動を経て、①革命的激動ののちに「公的自由」の創設を目指す道か（フランス革命やロシア革命、中国革命もこの系統に属する）、②そうではなくて、革命的激動ののちに制限された統治にすぎないと思われる立憲的統治のもとで「市民的自由」を享受する道か（アメリカ革命とヨーロッパ諸国、第二次大戦後のヨーロッパ諸国から独立した多くの植民地などがこれにあてはまる）の二つの選択肢がある。アーレントはフランス革命が革命精神として担いながらもその創設に失敗した「公的自由」ではなくて「市民的自由」の道を選ぶことをすすめる。これに対して私は近代立憲主義の古典的な考えに立ち戻りたいと思う。ロシアや中国の失

敗を教訓としてジェファーソンが言った公的自由を経験すること、アメリカ革命の成果と問題点を根源的にとらえる考え方にかけたいと思う。

つぎは憲法制定権力についてである。この憲法制定権力という観念はアメリカ革命とフランス革命を正当化したものである。この憲法制定権力について、ある学者は憲法制定権力という観念は憲法が制定されたのちには凍結されるべきであり、残るのは憲法改正権だけだとする。またある学者は憲法制定権力という観念はいまや捨て去るべきであると主張する。こういう考え方がリベラル派の憲法学説に含まれている。というわけで今日、憲法制定権力論は重要な研究課題であると思っている。

第2の論点は統治権力の根拠にかかわる核兵器・原発の違法性・犯罪性という視角である。この視角がリベラル派の憲法学者にはない。特に国際法、国際人道法と憲法の視角から核兵器と原発の違法性・犯罪性を検証することが私の重要課題だと思っている。

現実態としての憲法は“二重構造”

(1) 砂川事件と田中最高裁長官

ここでの課題は「現実態としての憲法は“二重構造”ではないか」ということである。このヒントはフレンケルの『二重国家』である。フレンケルはドイツ・ワイマール憲法下のナチズムのもとでは、共産党員などの自由・権利は認められないとしたナチス権力者の命令、これがワイマール憲法を二重化していると述べた。これを憲法の思想と科学の立場から検討してみたい。

このことに取り組むべしと私を刺激した書物がある。アメリカ政府が解禁した文書により日本の司法と砂川事件判決の実態を明らかにした布川玲子・新原昭治『砂川事件と田中最高裁長官』（日本評論社、2013）である。これによると日本の外務大臣に対し、アメリカの駐日大使が指図したり、田中最高裁長官に対して「伊達判決をくつがえせ」といい、そして「判決の筋書きはこうですよ」ということまで法律家が指導している。私はこれを

知って日本の司法の対米隷属性を実感するだけでなく、司法機関をふくむ統治構造の全体を見直す視角が必要だと自覚した。そのため二重憲法論（二重政府論、二重国家論）を学問的に研究し直さなければならないと考えている。

(2) 戦争と平和—とくに核時代・宇宙時代・

IT時代の戦争と平和

戦争は形態において通常戦争、核戦争、情報戦（争）の3つに分けられる。平和もまた、消極的な平和と積極的な平和に分けられ、今日では3つ目に「平和は戦争だ」という観念がある。平和のために日本が海外で武力行使をすることが積極的平和主義であるという新たな観念が出てきている。これを言語学では二重語法という。二重語法によって現実を糊塗するという考え方がいま強くでてきている。

大事なことはIT技術とコンピュータの急速な発達によって情報戦の役割が非常に大事になっているということである。まず情報戦のひとつの主体はマスメディアである。例えばオーストラリア出身のマードック氏率いるメディアの支配がよく知られている。イギリスのブレア首相もまず最初にマードック氏のところにあいさつに行ってから首相になるということすら言われている。マスメディアの次に重要なのはアメリカの国家安全保障局NSAと中央情報局CIA、そしてNSAやCIAから仕事を受けて活動するシリコンバレーである。IT技術を駆使する集団であるシリコンバレーの人々が開発した機器の一つがツイッターなどのソーシャルメディアである。このソーシャルメディアの大きな発信元がグーグルであり、そのグーグルの会長が書いた『第五の権力』では第四の権力といわれたメディアさえも第五の権力（ソーシャルメディア）によって制圧されていると書いている。そういう中でNSAやシリコンバレーにいる人たちがこうした事態を黙視できないと考えて事実を語りだしている。内部告発者と言われる人たちである。エルズバーグにならうと現代の勇氣ある人びとである。

現在問題となっている中国側からの米国の企業情報へのサイバー攻撃とか、

「WikiLeaks」が公表したアメリカによる日本の政府機関や銀行商社などの盗聴などのように情報戦は我々の知らされないところでも深刻な事態を生んでいる。それを合法化するのが日本では特定機密保護法である。盗聴法案も広い意味での戦争法案の一環である。

(3) 戦争と平和をめぐる法制の歴史

この秘密法制は、被爆と敗戦の実質をどう受け止めるかという問題とかかわる。敗戦の結果占領されてアメリカなどの諸国だけと講和した日本は沖縄の施政権を奪われたままで沖縄統治をやった。この対日講和条約は様々な問題を抱えていてそれを受けて、沖縄、竹島、北方領土など領土問題が起きた。また占領軍が日本列島全域に駐留する。日米安保条約で列島全土に基地使用权を認めたが、これに先立つ朝鮮戦争の時に警察予備隊ができて、すぐさまそれが保安隊から自衛隊となる。こういう日本の政治外交の中身はたとえば沖縄密約や核密約などの密約によって仕切られてきた。こうした日本統治の本質は沖縄に典型的にみられるように新しい植民地支配ではないか。相変わらず日本は実質的に占領されているのではないかなどと言う人が今日では多く現れている。

(4) 安倍談話問題

こうした中で、中国、韓国とりわけ習近平政権が注目する安倍談話が問題となった。安倍談話は村山談話のキーワードの4つ（「植民地支配」「侵略」「痛切な反省」「お詫び」）を引き継ぐが、それは歴代内閣が言ってきたことだと述べて、自分としてはどうするかは言わない。あとひとつ、将来世代にまで戦争責任を負わせることはやめたいと言った。これを受けて日本会議は当日すぐに声明を出して、安倍談話は将来世代の戦争責任を否定した点で良いという評価をした。これに対して中国は9月3日の戦勝記念日に大々的に軍事パレードをするとともに安倍談話を真正面から非難した。

(5) 二重憲法の構造と矛盾

こういう事態を受けてそもそも二重憲法とはなにか、その構造と矛盾はどういうものか。これが問題だ。構造について言えば、通常の憲法秩序は日本国憲法に従っている。けれど

もサンフランシスコ講和条約と日米安保条約は通常の憲法秩序を超えたものである。この超憲法的権力が実は実効的な規範秩序になっている。なぜなのか。この超憲法的権力は日本の敗戦と降伏、米軍による占領、天皇制政府による間接統治（天皇制政府の幹部の一部は残し支配層の地位につく）、そしてこれを新しい形で定式化した対日講和と日米安保の両条約によって創出された。日本列島の例外とされた沖縄では、米軍が征服しているので植民地時代の「征服者の権利」を主張し、これによって米基地帝国による基地化がおこなわれた。日本の再軍事化から日米軍事同盟の強化の路線を進むことになる。ではこのような超憲法的な権力に対して、通常の憲法秩序はどのように矛盾した存在なのか。その矛盾を梃（てこ）にして憲法闘争をどう進めることができるか、これが課題である。

超憲法的権力に迎合してとられたのが核政策である。「核の傘」（日本、韓国、オーストラリアが核の傘のもとにあるという拡大核抑止戦略）のなかでガイドライン、NPT、非核3原則、原子力基本法などの非核政策ができる。しかしこの非核政策は拡大核抑止戦略のもとでしか作動しない限定されたものである。その限定されたものを改めると果敢に主張しているのが被爆者の人たちである。広島や長崎の被団協の人たちは、核の傘から日本政府は離脱してほしいと言ってきた。こういう人たちが単に市民的自由を享受する民衆ではなく、公的自由を享受する人民になりうるのである。被爆者は長い間「核戦争から自由になる権利」を主張してきた。「核戦争から自由になる」条件はなにか。それは日本がアメリカ帝国の基地でなくなることである。そのためには従属から自立・独立への闘いをして成果をあげなければならない。しかし近代民主主義とりわけ立憲主義は法の建前と手続きを重視する。憲法にもその建前があり、これには実質的に自由を保障するために適法手続きがふくまれる。こうした憲法の建前論を押し出すことによって憲法秩序を活性化することが重要だと思う。この考え方は憲法の平和3原則をアジアと世界に発信することとつながってくる。他方国連レベルでは仮想敵

を持たない集団安全保障のしくみを生かす。安保理事会だけでなく、社会経済理事会や人権理事会を活用する。さらに地域レベルでは非軍事の友好協力関係をつくろうという北東アジア安保構想がある。こういう考えは軍事同盟や日米安保のくびきから解放され日米平和友好条約を結ぶという方向性を示している。この方向のなかには核兵器を廃絶し、原発から離脱し、グローバルに存在している核ヒバクシャを援護する課題がある。

日本国憲法の規範力を最大化する憲法政策

(1)核戦争の危機深化

長年核兵器問題に携わってきた者として強調したいのは、いま核戦争の危機がかつてないほど迫っているということである。核戦争による地球破局の脅威を示す「運命の日の時計」は、3分前になっている。その理由の一つは、ウクライナ・ロシア問題である。ウクライナを西と東の二つの地域に分裂させ危機を作り出して、東を支援するロシアのプーチン政権をワシントンの権力者は屈服させようとする。ロシアの寡頭制支配を倒し、ロシアの資源と市場をアメリカの資源と市場の一環に組み込もうとしている。要するにレジームチェンジ（政治態勢の転覆）をしようとしている。そうなると軍事予算額で10対1という弱いロシアを守るには核兵器を使うしかない、プーチンが言わざるを得なくなる。こうして核戦争の危機は1962年のキューバ危機以上になっている。ウクライナ・ロシア問題は核戦争の危機を現実化している。しかしアメリカとイランの核合意もあり、核戦争が今すぐ起きるというわけではない側面もある。核戦争を起こさせないためには、原理的にはそれは人類に対する犯罪である、実定法でいうと国際人道法に反する犯罪であることを世界民衆の共通認識にすることが大事である。とくにイスラエル、北朝鮮、インド、パキスタンについてそうである。

(2)核兵器・原発の犯罪性

核兵器が違法で犯罪性が認められると、その責任は問えないのか。先に述べた下田判決（1963年）は、対日講和条約で日本は経済的

な賠償請求権を放棄している、ということで民事責任を認めなかった。刑事責任については原告弁護士が主張したにもかかわらずふれなかった。下田判決をどう読むかについてアメリカのイリノイ州立大学国際法教授のフランシス・ボイルは言っている。核政策の決定者と実行者は都市人口密集地に核兵器を使うという威嚇をすること、いわんや核兵器を使うことは犯罪である。核兵器使用に対する個人の刑事責任を確認し、確立するために下田判決が先例として利用できるという主張をしなければならない、と述べている。

フクシマ原発震災を機にして、原発は人道に対する罪にあたり（ボイル）、また将来世代に対する犯罪だ（ウィラマントリー）と指摘されている。現在日本では原発の犯罪性を争う裁判が起きている。一つは福島原発の東京電力裁判である。検察庁は不起訴としたが、検察審査会は2度の審査によって、東電の社長、副社長、担当理事は15m以上の津波がくるということを知っていながら必要な対応をせず、原発震災事故をおこさせた業務上の過失致死罪にあたる、という裁判が始まっている。もう一つは原発製造者の責任を告発する裁判が本人訴訟として始まろうしている。今後が注目される。

おわりに

以上が今回研究報告の私なりの要約である。

核時代における「戦争と平和」の問題を憲法学の立場から長年探求されてきた浦田賢治先生の今回の研究報告を聞いて、とくに印象深かった点を最後に2点述べておきたい。

一つは二重憲法論の重要性である。①二重憲法の認識をはっきりと持つことが大切であり、②それに依拠して超憲法的権力の発動を抑止し、さらに解消させていかねばならない、③そのさい憲法の建前論を活かす方法で憲法秩序を活性化することが重要であり、④そしてそれが平和憲法をアジアと世界に普及することになる、との指摘は新鮮であり、その重大さを認識できた。

もう一つは核兵器と原発の違法性・犯罪性

を追及し明らかにすることの重要性である。
①核兵器と原発の犯罪者の責任を追及することがヒロシマとフクシマの再発を防止することにつながる、②その際、憲法解釈において恒久平和、立憲民主主義、人権尊重、とりわけ平和的生存権を核心に据える、③その平和的生存権を無残に侵害するものが核兵器と原

発である、との指摘の今日における重要性を再認識することができた。

大学に入学して以来、憲法の大切さと面白さを教えていただいた浦田賢治先生に、今回先生の研究報告をまとめる機会をいただき、あらためて感謝申し上げます。

共同研究「戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究」について

大岡 聡

(おおおか・さとし 日本大学准教授)

はじめに

本稿の課題は、東京大空襲・戦災資料センター戦争災害研究室による近年の研究活動から空襲研究の論点を抽出し、それを踏まえて現在取り組んでいる共同研究「戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究」を紹介することである。なお、本稿は、空襲・戦災を記録する会全国連絡会議第45回東京大会（2015年8月22日、於東洋大学）における報告内容を改題し加筆修正したものである。報告は「1960-70年代の空襲被災者運動」と題して準備されたが、時間が制約されたため、会場では問題意識を述べる前半部分を発表するにとどまった。割愛された本論部分である空襲被災者運動の分析は別稿を期したい。

空襲記録運動と空襲戦災研究

松浦総三や早乙女勝元らの呼びかけにはじまり、空襲被害者たちの体験手記を募り、それを市民共有の記録として継承しようとする空襲記録運動が、1970年代に全国の被災都市に広がった。そして運動の過程で「ぶつかった疑問を、お互いの知識を交換し、空襲を行なった側の米軍のよく整備された資料も利用しながら、これを解きほぐしていく、ないしは米軍資料から発見された問題を、各地の空襲の体験や記録と照らしあわせて具体的にとらえ直す」というかたちで、日本における空襲研究が立ち上げられた^[*1]。アメリカ戦略爆撃調査団文書の収集・分析が進められ、特に

作戦任務報告書の分析により、空爆目標、出撃機数、投下爆弾トン数などの詳細が明らかとなり、空爆する側の論理とその非人道性が浮き彫りにされていった。これらの研究の担い手は、自ら被災体験をもつ当事者が中心で、自らの空襲・被災経験の全体像とその意味を明らかにしたいという強い動機に支えられており、その意義は明らかだが、一方で日本本土空襲・戦災の実態解明とその非人道性の立証という点に関心を集中させるような視野の狭さが、後続世代の研究者から指摘された^[*2]。

無差別爆撃と植民地主義

1980年代に前田哲男『戦略爆撃の思想—ゲルニカ・重慶・ヒロシマへの軌跡』（朝日新聞社、1988年）などが発表されて、日本軍による重慶爆撃の実態が知られるようになり、日本軍による空襲加害と戦略爆撃の連鎖が問題化されたのであるが、その後、日本軍による空爆の研究が活発に行われたとは言いがたい。2002年に重慶爆撃の被害者が来日して日本の平和運動家たちと交流を持ち、さらに2006年被害者40名は、重慶に対する日本軍の無差別爆撃による被害への謝罪と賠償を日本政府に求めて東京地方裁判所に提訴した。この頃荒井信一氏らを中心として、戦争と空爆問題研究会が発足し、重慶爆撃や戦略爆撃の歴史、そして加害を正当化する論理に関する研究が大きく進展することになった。荒井信一『空爆の歴史』（岩波書店、2008年）、戦争と空爆問題研究会『重慶爆撃とは何だった

のか』(高文研、2009年)は、そうした研究の成果であり、田中利幸『空の戦争史』(講談社、2008年)もまた同様の問題意識に立つ。

戦争災害研究室の科研プロジェクト「東京大空襲体験の記録化と戦争展示」が企画した第1回シンポジウム「無差別爆撃の源流——ゲルニカ・中国都市爆撃を検証する」(2007年10月)は、こうした研究動向を承けたものである。このシンポジウムでは、重慶爆撃に関する調査報告が行われるとともに、ゲルニカだけでなく、第一次世界大戦後の植民地抑圧戦争であるリーフ戦争(1920-26)にまで遡って、無差別爆撃の歴史的検証が行われ、戦略爆撃の思想に潜む帝国主義的・人種主義的性格が確認された。ここで重要なのは、ためらいなく非人道的な無差別爆撃が推し進められた背景には、帝国支配を正当化すると同様の、「文明人」による「野蛮」な他者に対する優越意識(植民地主義)があるということである。中国に対する日本軍の無差別爆撃、そしてアメリカ軍による無差別爆撃もまた、そうした意識の産物であるとするなら、空襲の加害と被害の責任とを同時に問う視座として、他民族に対する支配者意識である帝国意識や、そうした意識を正当化する植民地主義を問題にしていくことが重要であろう。

空襲記憶の問題

戦争体験を持つ世代が減少するに従い、当事者の語りのリアリティに依存する戦争記憶の継承は困難さを増している。その一方、グローバル化に伴う人びとのアイデンティティ危機のなかで、戦争記憶はナショナル・アイデンティティを再強化しようとする政治的な磁場のなかで引き裂かれ、歴史修正主義によるデフォルメが、国際的な緊張を生み出している。空襲記憶についても、かつての空襲記録運動の高まりにもかかわらず、空襲記憶が被災各都市の公的記憶の中に確固とした位置を与えられたとはいえず、空襲展示もピースおおさかのように歴史修正主義の圧力に翻弄されている。

いか戦争記憶を継承していくかが鋭く問われている現在にあって、戦争研究の焦点の一つは、戦争経験を戦後社会はいかに受け止めてきたのか、あるいはどのように規定してきたのか、という点にある。空襲研究もまた、研究の時間軸を戦後へと伸ばしていく必要が

あり、戦後における空襲記憶の変容や記憶継承のあり方も、検証の対象とならざるをえない。

共同研究「東京大空襲体験の記録化と戦争展示」による第2回のシンポジウム「世界の被災都市は空襲をどう伝えてきたのか—ゲルニカ・重慶・東京の博物館における展示／記憶継承活動の現在」(2008年10月)では、それぞれの被災都市が置かれた空襲後の政治状況や国際的な環境のなかで、空襲被害の実態解明がなされないまま記憶の忘却や歪曲がなされてきた状況が報告された。そして第3回シンポジウムではドイツの空襲記憶史が、第4回シンポジウムではイギリスと台湾の空襲記憶史が議論となった。冷戦の影響と権威主義的な政治体制のなかで、東ドイツでは米・英軍によるドレスデン空襲の記憶が政治利用されたが、台湾では米軍の台湾空襲の記憶は全く隠蔽された。イギリスの戦争展示で植民地に対する空爆に言及しない点について、帝国意識の影響が指摘された。こうして空襲加害国であり被害国でもあったドイツやイギリスの空襲記憶などとの比較の中で、日本の空襲記憶の歴史的性質を検討する作業が残された課題として認識された。また台湾空襲を全くの盲点としてきた日本の空襲研究の問題点が浮かび上がった。

研究プロジェクト「戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究」

戦争災害研究室では、これまでの研究活動を踏まえ、今年4月から共同研究「戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究」を発足させた^[*3]。ここにいう空襲被災者運動とは、空襲による「民間人」被害者・犠牲者遺族による援護や補償、尊厳回復を求める諸運動の総称として造語されたものである。具体的には補償・援護の制度化や立法を求める運動、国に対して謝罪と損害賠償を求める訴訟運動、体験記録運動や記憶継承運動、慰霊・追悼に関する運動など多様なものを含む。本研究は空襲被害を受けた当事者による多様な運動を視野に収めつつ、さしあたり戦災傷害者や空襲犠牲者遺族による運動を中心に研究をすすめ、当該運動の歴史的意義と特質を明らかにすることが目的である。なお、空襲被災者運動の資料は、運動団体の解散や関係者の高齢化に伴い散逸の危機にあるので、資

料の探索と保全、研究利用の環境を整えることも、本研究のもう一つの目的である。

これまで広島・長崎の被爆者に関して、その心身の傷の深さや困難な生活の実態、そうした状況の中から生み出される思想や運動等について、数多くの調査や研究がなされてきた。放射線被害という「特殊性」ゆえに、象徴的な役割を負わされてきたからであることは十分理解できる。それに対し、広島・長崎以外の都市空襲で被害を受けた「民間人」被災者が戦後おかれた状況については、「一般的」な体験として自明視され、注目されにくかった。したがってその困難な生活状況や、援護・補償を要求する運動の展開過程に関しては、いまだ基礎的な部分についても不明な点が多いのが現状である^[*4]。

一方、戦後において戦争記憶がどのようにして編成され、変容を遂げてきたかを問う研究が、近年活発化している。そこでは戦場体験者・被爆体験者の手記や、メディアの中の戦争表象等が検討され、戦争記憶の歴史の変容とその特質が論じられている^[*5]。また戦争の公的な「記憶の場」である戦没兵士の慰霊・追悼施設をめぐる政治的対抗関係が検討され^[*6]、空襲死者の慰霊施設についても検討が始まっている^[*7]。ただ日本の戦争記憶の特質は、戦後補償をめぐる諸アクターのせめぎあいの過程においても鋭く顕われていたのであって、これまで取り上げられてきた旧軍人・軍属や被爆者等による補償要求運動だけでなく、具体的な検討が不足してきた「民間人」空襲被災者による運動を取り上げる必要がある。近年、空襲記録運動の歴史の検討も始まっているが^[*8]、空襲被災者を主体とした諸運動の全体像を展望する中においてこそ、空襲記録運動の歴史的意義やその特質を鮮明にしていくことができるであろう。

2015年4月に発足した研究会は、大岡聡（日本大学、研究代表）、植野真澄（東洋大学、研究分担者）、山辺昌彦（東京大空襲・戦災資料センター、研究分担者）、赤澤史朗（立命館大学、連携研究者）、松田英里（一橋大学大学院、研究協力者）の5名で構成されている。初年度は空襲被災者運動の資料探索と収集・整理に力を入れており、①全国戦災傷害者連絡会（全傷連）関係、②東京の戦災遺族会運動・空襲訴訟運動関係、③名古屋空襲訴訟運動関係、の各資料調査、および④

全国の空襲記録運動団体へのアンケート調査を行ってきた。

これまでの全傷連関係の資料調査では、全傷連の活動実態を示す写真資料および映像版『傷痕』のフィルムの寄贈を受けることができたのは重要な成果である^[*9]。映像版『傷痕』は同会の機関誌『傷痕』とは別に、全傷連の陳情活動の様子や戦災傷害者へのインタビューを収録した30分前後の8ミリ映像で、1975年～88年、1994年に年1回制作された15本の映像があり、集会などで上映されたようである。空襲被災者運動のなかでも、長きにわたりアクティブな活動を展開した全傷連の活動の実態や、会に参加した戦災傷害者の被災状況や生活実態を明らかにするための貴重な資料であって、現在研究利用するための準備作業を進めている。また杉山氏のもとに残されているその他の史料についても、寄贈を受ける交渉をしている。

東京の戦災遺族会運動・空襲訴訟運動関係については、空襲遺族会運動を立ち上げた清岡美知子氏の聴きとり調査、第1次東京空襲訴訟原告森田貞一氏遺族への聴きとり、第2次東京空襲訴訟原告団豊村美恵子氏の聴きとりと資料調査を行ない、資料の寄贈を受けた。名古屋空襲訴訟運動関係については、立命館大学に所蔵されている原告代理人福島啓氏資料の複写が完了し、詳細な資料目録を作成する作業と福島氏への聞き取り調査が計画されている。空襲記録運動団体へのアンケートは本年6月に実施し、資料調査の対象とすべき空襲被災者運動団体の現状を尋ねた。運動団体の活動停止・消滅が進んでいることがわかったが、いくつか得た手がかりをもとに調査を進める計画をもっている。なお収集した資料については、現在資料整理とデータベース化を進めており、目録を収録した『空襲被災者運動関係資料目録』第1巻を刊行すべく編集作業が進められている。

これまでの4回の研究会では、メンバーの活動報告や研究企画についての協議、収集した資料の紹介に加え、9月の研究会では松田英里「戦争犠牲者の「名誉」の保持と「癩兵」対策」の研究報告が、11月の公開研究会では12名の参加のもとで、高野宏康「福井における空襲記録運動と被災者」の報告が行われた。今後は、これまで収集した資料の分析を進め、研究成果を世に問うとともに、外国

史の研究者とのコラボレーションにより、戦後における空襲被災者の処遇についての国際比較を進めていきたいと計画している。

おわりに

本研究により空襲被災者の戦後のあゆみを明らかにすることを通じて、空襲の非人道性を改めて確認することになる。「民間人」被災者は、被災で負った傷や家族の死によって生活の困難を抱えただけでなく、いわれなき差別にも苦しんできた。しかもこれらの人びとは、補償を拒否され尊厳を回復できないまま置かれてきたのであり、戦後長きにわたり空襲の二次的被害にも悩まされ続けたといつて過言ではない。

こうした空襲被災者の置かれてきた状況を明らかにすることは同時に、戦後処理・戦後補償責任を十分に果たし得なかった戦後の国家と社会の問題性を問うことになる。「民間人」への補償拒絶を正当化する論理として、1960年代に確立したのがいわゆる受忍論^[*10]であった。戦争の犠牲・損害は「国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところ」という受忍論は、軍人・軍属については補償し、民間人を排除してきたのだから、その矛盾は明らかだが、問題は受忍論の社会的受容の問題である。

清沢冽は1945年4月16日の日記に次のように記した^[*11]。

「これ等の空爆を通して、一つの顕著な事実は、日本人が都市爆撃につき、決して米国の無差別爆撃を恨んでも、憤っても居らぬことである。僕が「実に怪しからん」というと、「戦争ですから」というのだ。戦争だから老若男女を爆撃しても仕方がないと考えている。……日本人の戦争観は、人道的な憤怒が起きないようにになっている」

これによれば、被災当時の市民は、民間人に対する無差別爆撃を「戦争ですから……仕方がない」という意識で受容してしまっているのである。当時の市民に国際法上の責任追及意識を望むべくもなかったとしても、「戦争ですから」の論理で「人道的な憤怒」すら欠く市民の姿は、「戦争ですから」の論理で非人道的な加害行為をためらわなかった日本軍兵士の姿と表裏の関係にある^[*12]。

いわゆる受忍論は、この「戦争ですから」という論理に通ずるものであるといえるだろ

う。とするなら「戦争ですから」の論理を解体し、あらゆる戦争被害に対する「人道的な憤怒」を取り戻すことは、空襲被災者の損害と尊厳を回復にとって重要であるばかりでなく、日本国家の加害行為への道義的責任の自覚に通ずることになる。

日本が行った戦争に関わる空襲被災者は、いわゆる日本人に限られない。帝国意識（植民地主義）を問題化していくという空襲研究の課題からすれば、在日朝鮮人・台湾人など旧植民地出身者の被災者、あるいは台湾など旧植民地での空襲被災者に対する処遇の問題、さらには重慶など日本軍の空襲加害の被害者などへと研究の射程を広げていく必要がある。空襲被災者の戦後を明らかにする本研究は、こうした射程においてなされているのである。

[*1]今井清一「空襲・戦災記録運動と空襲研究の動向」『季刊・戦争責任研究』50号、2005年冬季号、p.42-3。

[*2]辻川敦「日本空襲の歴史的位置」『歴史評論』616、2001年8月、p.36。

[*3]この共同研究は、学術振興会の科学研究費補助金（基盤研究C）の助成を受けて遂行されている。

[*4]なお、民間人空襲被害者の補償問題についての先駆的な研究として、赤澤史朗「第二次大戦後の日本における民間人戦争犠牲者の補償問題」『日本人の民間戦争犠牲者の補償問題に関する政治史的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、立命館大学、1993年）や池谷好治『路傍の空襲被災者一戦後補償の空白』（クリエティブ21、2010年）がある。

[*5]たとえば吉田裕『兵士たちの戦後史』（岩波書店、2011年）、福岡良明『焦土の記憶』（新曜社、2011年）など。

[*6]代表的なものとして赤澤史朗『靖国神社』（岩波書店、2005年）を挙げておく。

[*7]山本唯人「東京都慰霊堂」の現在—東京空襲と戦災死没者慰霊制度の創設『歴史評論』第616号、2001年8月号、長志珠絵『占領期・占領空間と戦争の記憶』（有志舎、2013年）。

[*8]鬼嶋淳「空襲・戦災を記録する会全国連絡会の歴史と今後の展望」空襲を記録する会全国連絡会議編『第40回東京大会シンポジウム報告書』東京大空襲・戦災資料センター、2010年。

[*9]これは、メンバーの植野真澄氏が杉山千佐子氏やその支援者との信頼関係を築いてきた努力の賜である。

[*10]いわゆる受忍論は、在外資産の喪失に対する国の補償を求めた裁判で、1968年11月27日最高裁大法廷の判決が「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にか

かわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである」として、請求を退けたことに

始まる。

[*11]清沢湧『暗黒日記』岩波文庫、1990年、325頁。

[*12]吉田裕「戦争犯罪研究の課題」(歴史学研究会・日本史研究会編『慰安婦問題を／から考える—軍事暴力と日常世界』岩波書店、2014年所収)。

研究所の動向(2015年7月～9月)

理事会

7月27日 【議題】研究委員会の構成および2015年度研究費の配分について／相談役選任について／東中研の今後について／機関整備ならびに研究員交流会について／収益事業について／事務局員の給与問題について

9月14日 【議題】当法人のwebサイトHPについて／収益事業について出版記念会について

委員会等

7月20日 東京大空襲・戦災資料センター2015年度第4回運営委員会

9月21日 東京大空襲・戦災資料センター2015年度第5回運営委員会

7月23日 第3回研究委員会

9月16日 第4回研究委員会

9月29日 『政経研究』編集委員会

研究会・研究室

9月19日 公開研究会 浦田賢治「戦後70年『戦争と平和』の法制を再審理する—憲法学の立場から」

8月25日 第1回政治経済研究所定例研究会 北村浩「ソーシャルワークと社会理論」

7月11日 空襲被災者運動研究会、第2回研究会

9月10日 空襲被災者運動研究会、第3回研究会

7月15、16日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、第8回研究会と調査

8月24日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、

第9回研究会

7月21日 現代経済研究室 研究会 和田聖仁「The City of London の闇に迫る」

10月15日 現代経済研究室 研究会 佐々木憲昭「日本財界による政治支配の変容」

8月9日 霊名簿・被災地図第48回研究会

9月19日 霊名簿・被災地図第49回研究会

9月20日 プロジェクト 歴史における国家と社会(公共研) 増井洋介「論壇的公共の成立—田中美知太郎にみる保守派知識人の源流」

11月7日 歴史における国家と社会(公共研) 古宮千恵子「論壇と公共圏—論壇と市民」、新原淳弘「市民運動と革新自治体」

東京大空襲・戦災資料センターの事業

8月14日～16日 2015年夏休み特別企画(江東区教育委員会後援)開催

8月22～23日 「空襲・戦災を記録する会全国連絡会議第45回東京大会」開催

刊行物

7月2・7日、8月3・6・11・18日、9月20日 『政経研メールニュース』

7月1日 『東京大空襲・戦災資料センターニュース』No.27

7月1日 浦田賢治「2015年日米ガイドラインのジレンマ 不戦の憲法を生かす民衆に機会を」(『日本の科学者 Vol.50No.7 個人会員ニュース No.108』)

7月 鶴田満彦・長島誠一編『マルクス経済学と現代資本主義』桜井書店

7月 河野先「戦後70年“阿部談話”は」(『税制新報』634号)

- 7月1日 吉田裕・原田敬一「戦後70年『地域のなかの軍隊』『アジア・太平洋戦争辞典』刊行記念対談 軍隊と戦争」(『本郷』第118号)
- 7月22日 山辺昌彦「個々の犠牲に思いをよせよう」(『中国新聞』)
- 7月30日 吉田裕「せめぎあう歴史認識」(『岩波講座アジア・太平洋戦争・戦後篇(記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争)』)
- 8月 浦田賢治「戦争と平和の現在を私たちはどう生きるか」(『不戦』No.174)
- 8月 菅隆徳「戦争法と税金」(『会報公平税制』第360号)
- 8月 菅隆徳「明らかになった『措置法減税』の実態『租特透明化法』実態調査の3年」(『税制研究』第68号)
- 8月 松田真由美「英国における新たな原子力発電所の建設」(核・エネルギー問題情報センター『NERIC News』No.370)
- 8月1日 山辺昌彦「降る焼夷弾痕跡が語る空襲惨禍」(『ひろばユニオン』第642号)
- 8月1日 吉田裕「戦後70年に何を教訓とするのか」(『前衛』第925号)
- 8月2日 山辺昌彦「補償なき民間人犠牲者」(『東京新聞』)
- 8月5日 山辺昌彦「東京大空襲・戦災資料センターのこの1年」、『空襲通信』第17号
- 8月10日 赤澤史朗「戦没者合祀と靖国神社」
- 8月23日 吉田裕「安倍首相戦後70年 談話 戦争法案を正当化する狙い」(『しんぶん赤旗日曜版』)
- 9月 松田真由美「4章内部留保論形成の前史」、「12章自己株式」「付録角瀬保雄の内部留保論」(小栗崇資、谷江武士、山口不二夫編著『内部留保の研究』、唯学書房)
- 9月 山口孝「去るにあたって」(『経済』No.240)
- 9月 齊藤壽彦「近年における日本の金融政策と財政ファイナンス」(『千葉商大論叢』第53巻第1号)
- 9月1日 山辺昌彦「日本の都市空襲と軍都」(『地域のなかの軍隊 9 軍隊と地域社会を問う地域社会編』)
- 9月25日 山辺昌彦「東京大空襲から70年」(『国連ジャーナル』)

学会報告

- 7月25日 独占研創立50周年記念シンポジウム(明治大学) 鶴田満彦「『資本論』と現代資本主義論」
- 9月8日 第VII回キューバ連帯アジア太平洋

地域会議(ハノイ・メリアホテル) 鶴田満彦「日本におけるキューバ連帯運動」

講演など

- 7月11日 吉田裕 ピースおおさかを府民・市民の手に取り戻そう! 出発集会で、講演「戦後70年と日本人の歴史認識」
- 8月23日 空襲・戦災を記録する会全国連絡会議第45回東京大会 井上祐子「写真に見る東京空襲の被害」/大岡聡「1960~1980年代の空襲被災者運動」
- 8月29日 横浜市史資料室シンポジウム「空襲の記録—証言・写真・米軍資料」 山辺昌彦「空襲記録としての写真」
- 9月5日 メディア史研究会 井上祐子「史料としての写真」
- 9月5日 滋賀県平和祈念館平和学習講座 吉田裕「なぜ、アジア・太平洋戦争の開戦は回避できなかったのか」

研究所関連の報道・紹介

- 7月1日 「祈り継ぐ、あの日をあすへ東京大空襲70年」(『光明』) 山辺昌彦コメント
- 7月23日 「第2次世界大戦終結70年第5部 庶民にとっての戦争4」(『しんぶん赤旗』) 山辺昌彦コメント
- 8月14日 日本テレビ JIP 山辺昌彦 防空壕の説明
- 8月14日 NHK 首都圏845 夏休み特別企画の紹介
- 8月14日 NHK ニュース 吉田裕が戦後70年にあたっての総理大臣談話についてコメント
- 8月15日 NHK ETV 特集「書きかえられた沖縄戦」 赤沢史朗コメント
- 8月16日 吉田裕「「安倍談話」こう聞いた根本的反省と謝罪を欠く」(『しんぶん赤旗』)
- 8月25日 「空襲犠牲者の消息家族の元に東京大空襲・戦災資料センターの名簿で確認」『朝日新聞』山本唯人コメント
- 9月7日 『朝日新聞』「戦争伝える85 施設本紙調査 加害資料 常設は3割」東京大空襲・戦災資料センターも紹介

